

日立市再生資源分別回収報償金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの発生を抑制するとともに有限な資源の有効利用を図るため、再生資源の分別回収を行う団体に対し、予算の範囲内で報償金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「再生資源」とは、市内の家庭から排出される次に掲げる品目に属する物をいう。

- (1) 紙類
 - (2) 布類
 - (3) 瓶類
 - (4) 金属類
 - (5) ペットボトル
 - (6) その他市長が認めたもの
- (平29告示24・一部改正)

(支給対象団体)

第3条 報償金の支給を受けることができる団体は、次の各号に該当する団体で、市長の登録を受けたものとする。

- (1) 子供会、老人会、婦人会その他地域住民で組織された団体であること。
- (2) 再生資源を自ら回収する団体であること。
- (3) 再生資源の回収を業とする者と相対づくで再生資源の取引を行う団体であること。

2 前項に規定する市長の登録を受けようとする団体は、再生資源分別回収実施団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(報償金の額)

第4条 報償金の額は、回収した再生資源の重量1キログラムにつき3.5円とする。この場合において、報償金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(平7告示27・一部改正)

(申請)

第5条 報償金の支給を受けようとする団体は、再生資源分別回収報償金支給申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、再生資源の回収を業とする者が発行した実績書又は仕切書を添付しなければならない。

(平7告示27・一部改正)

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定するものとする。

2 市長は、報償金の支給を決定したときは、再生資源分別回収報償金支給決定通知書(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、報償金の支給の決定を受けた団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、報償金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(平29告示24・改正)

(報償金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に報償金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(平29告示24・改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月7日から施行する。

附 則(平成6年告示第24号)

この告示は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年告示第27号)

改正後の日立市再生資源分別回収報償金支給要綱の規定は、平成7年4月1日以後に実施された再生資源の回収に係る報償金について適用する。

附 則(平成29年告示第24号)

改正後の日立市再生資源分別回収報償金支給要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に実施された再生資源の回収に係る報償金について適用する。